

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額については、平成9年1月から10年7月までは38万円、同年8月は20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から10年9月30日まで

今回の申立てに先立つ平成20年11月に社会保険事務局(当時)の職員が来訪し、A社における私の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明があった。

私は申立期間当時、申立事業所の従業員であり、また、標準報酬月額をさかのぼって引き下げることに同意したことは無く、会社からこれを引き下げるとの説明を受けたことも無い。

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間における標準報酬月額について、当初、平成9年1月から10年7月までは38万円、同年8月は20万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所でなくなった日（平成10年9月30日）の後の10年10月2日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本では、申立人が申立事業所の役員ではないことが確認できる上、申立人は、「事業主から標準報酬月額をさかのぼって引き下げるとの説明を受けたことは無く、平成20年11月になって初めて知った。」などと供述していることを踏まえると、上記の遡及訂正処理について、申立人が関与した事実は認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成9年1月から10年7月までは38万円、同年8月は20万円）に訂正することが必要である。

鹿児島国民年金 事案 618

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、同年 11 月 29 日までに納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月及び同年 7 月

昭和 53 年*月*日に私の夫が死亡したため、母子年金を申請したところ、申立期間の国民年金保険料は私の夫の死亡後に納付されているとして、母子年金の受給が認められなかった。

私は、国民年金保険料については、毎回、納付期日の基準月内に納めており、申立期間の国民年金保険料についても私の夫の死亡日以前に納付しており、母子年金を受給できないことに納得がいかないため、申立期間の国民年金保険料を夫の死亡日前に納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

納付済みと記録されている申立期間の国民年金保険料については、市が保管する国民年金保険料の納付年月日が入力された昭和 53 年度の「国民年金保険料収滞納一覧表」により、申立人の夫が死亡した昭和 53 年*月*日の後の同年 12 月 11 日に納付されたことが確認できるとともに、当時の国民年金被保険者台帳の備考欄には、「母子却下 54. 7. 13 (納付要件)」と記載されており、54 年 7 月 13 日付けで社会保険庁 (当時) において申立人に係る母子年金の裁定が行われたが、納付要件を満たさず却下されていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金保険料を毎回、基準月内に納付していたと主張しているが、国民年金被保険者台帳及び市の被保険者名簿によると、昭和 53 年 1 月から同年 3 月の国民年金保険料は、53 年 9 月 29 日に過年度納付されていることが確認できるなど、申立人の主張する納付状況と異なっている。

さらに、ほかに申立人が夫の死亡日前に申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和 53 年 6 月及び 7 月の国民年金保険料については、同年 11 月 29 日までに納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 619

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 60 年 8 月に転居先の市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所から送られてきた納付書で申立期間の国民年金保険料を納付していた。また、60 年 10 月に私の父親が経営していた建設会社の取締役の跡継ぎとして選任されたが、当時、年金や国民健康保険料の納付が遅れがちだった私に、父親から「会社の役員に税金の滞納があってはならない」と指摘された記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親からの指摘もあり、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、市の国民年金被保険者名簿等により、申立人の両親も申立期間の大部分の期間については、国民年金保険料が未納とされている。

また、オンライン記録及び申立人の所持する平成元年度国民年金保険料領収書により、申立人は、申立期間直後の平成元年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を結婚後の同年 12 月 18 日以降に納付していることが確認でき、その時点では、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に国民年金保険料の未納を指摘したとされるその父親は、既に死亡しており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月 10 日から 32 年 6 月 18 日まで
② 昭和 32 年 7 月 20 日から 35 年 4 月 25 日まで

申立期間の脱退手当金を受給したとされている時期は、私が結婚のため申立期間②に係る事業所を退職して故郷に帰っていた時期であり、脱退手当金を受給するはずがない。

同事業所を退職した元同僚の中には、厚生年金を受給している人がいると聞いている。私は脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年7月に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、同年6月2日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性被保険者の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13名のうち11名(申立人を含む)に脱退手当金の支給記録及び「脱」表示が確認でき、そのうち9名が資格喪失日から4か月以内に支給決定されていることが確認できるとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の脱退手当金については、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 406

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 44 年 12 月 25 日まで

私は申立期間中、A社（昭和 43 年 8 月 1 日付けでB社から名称変更）に勤めていたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、当該事業所が経営する飲食店の店長として勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者情報から、申立期間の一部となる昭和 42 年 12 月 1 日から 44 年 11 月 30 日までの間、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録が確認できる。

しかし、A社の回答及び元事業主の供述では、当時の関係資料は保管していないため、申立人の勤務実態はもとより、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の納付状況等が不明であるとしている。

また、申立人が挙げた元同僚 5 人のうち二人は、申立人と一緒に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の厚生年金保険の加入状況等については不明であると供述しているとともに、オンライン記録では、元事業主を含む別の元同僚二人は、申立期間当時、申立事業所とは別の適用事業所での加入記録が確認できるなど、申立てに係る事実を裏付ける供述等が得られなかった。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、オンライン記録等では、申立人が、申立期間をすべて含む昭和 41 年 8 月 15 日から 45 年 3 月 4 日までの間、国民年金の被保険者となっている上、申立期間の一部と重複する 41 年 8 月から 44 年 3 月までの 32 か月間については、申立人及びその妻共に、国民年金保険料が申請免除となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。